

平成21年 8月11日

1. 出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	上 田 雄 一
3 番	山 口 裕 子
5 番	大河内 智
7 番	古 川 盛 義
9 番	山 口 良 広
11 番	山 崎 鉄 好
13 番	前 田 法 弘
15 番	石 橋 敏 伸
17 番	小 池 一 哉
19 番	山 口 昌 宏
21 番	吉 原 武 藤
23 番	江 原 一 雄
27 番	高 木 佐一郎
29 番	黒 岩 幸 生

副議長	牟 田 勝 浩
2 番	浦 泰 孝
4 番	松 尾 陽 輔
6 番	宮 本 栄 八
8 番	上 野 淑 子
10 番	吉 川 里 已
12 番	末 藤 正 幸
14 番	小 柳 義 和
16 番	樋 渡 博 徳
18 番	大 渡 幸 雄
20 番	松 尾 初 秋
22 番	平 野 邦 夫
26 番	川 原 千 秋
28 番	富 永 起 雄
30 番	谷 口 攝 久

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	末 次 隆 裕
次	長 筒 井 孝 一
議 事 係 長	川久保 和 幸
議 事 係 員	森 正 文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市				長	樋	渡	啓	祐
副		市		長	古	賀		滋
教		育		長	浦	郷		究
政	策		部	長	大	庭	健	三
政	策	部	理	事	角			眞
営	業		部	長	前	田	敏	美
営	業	部	理	事	伊	藤	元	康
く	ら	し	部	長	國	井	雅	裕
こ	ど	も	部	長	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	く	り	松	尾		定
山	内	支	所	長	牟	田	泰	範
北	方	支	所	長	岩	永		浄
会	計	管	理	者	馬	渡	公	子
教	育		部	長	浦	郷	政	紹
水	道		部	長	宮	下	正	博
市	民	病	院	事	古	賀	雅	章
総	務		課	長	山	田	義	利
財	政		課	長	中	野	博	之
企	画		課	長	橋	口	正	紀

議 事 日 程 第 1 号

8月11日（火）10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	第68号議案	平成21年度武雄市一般会計補正予算（第4回）（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第69号議案	平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	報告第7号	専決処分の報告について（質疑）

開 会 10時

○議長（杉原豊喜君）

おはようございます。ただいまから平成21年8月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第68号議案及び第69号議案並びに報告第7号の以上3件を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する委員長の答申を求めます。吉原議会運営委員長

○議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

平成21年8月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．会期及び会期日程について、第2．付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、以上2項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました補正予算議案2件、報告1件の計3件でございます。

審議順序は議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日11日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日11日の1日間と決定いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、1番上田議員、4番松尾陽輔議員、7番古川盛義議員の以上3名を指名いたします。

日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。

〔30番「議長、議事進行」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

実は議運の委員長の報告が終わるまで私ちょっと経過を見ておりまして、いわゆる災害関係とか、あるいはその他の案件の議案が出されていますけれども、市長は今そこで座ってにこにこしていらっしゃるけれども、市長の議会だよりですかね、報告、その中に、臨時議会が招集されて、議案の審議が終わって可決されたという記事が大きく出ているわけですよ。きょうの会議で決めることを、議会で論議する前から決定したといって、市長の「啓新通信」というのがもう市内に配られているわけですよ。そんな議会を無視したような、そういうやり方で、本当に私は大事なことから日程は1日でいいですよ。論議、委員会付託、そういうことは結構です。議運で決められたとおりで結構ですけれども、議会の審議というのを本当に一生懸命みんな真剣にしているわけですが、その手前において、もう決定したからと、自分の名前を書いたものをずっと市内に配布するなんていうことで、議会を無視されたまま審議ができますかね。その点について議長の考え方を伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行の件につきましてはですけども、けさほど市長から私のほうにそういった報告をいただきました。いろんな手違いで、それが早目に配布をされたということで、私は中身も全部見ておりません。手違いでそういう配布がされたと、申しわけございませんでしたという報告を市長からいただいております。あとはただいまから市長の提案理由説明等の中で、もし市長が何か申し述べられることがあったらその中で申し述べられると思いますけれども、私の対応としてはそれだけぐらいしかできないという状況です。

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

いや、私もびっくりして、愕然としましたよ。これは武内町の町民の方から、議会がこういうことでいいんですかという本当に痛烈な御指摘までいただきました。「武雄市といたしましては、県内でいち早く臨時議会を招集し——招集があつていすね、きょう——議会におかれましては、災害復旧に係る予算案を可決成立いただきました。今後ともスピードを上げて災害復旧に当たる所存です」、そのことそのものはいいですよ。ただ、議会で論議をしないうちにこういうのを配って、しかも「啓新通信」、これはいわば後援会だよりでしょうから、いわば一種の市長の政治報告ですよ。そういうのを議会が、しかも重大な災害にかかわるものとか、市民の命にかかわる問題とか、大事な議案を審議する前からこういうチラシをまいてやるということは、本当に議会軽視ですよ。軽視どころか、議会も市長と同じように市民の負託を受けてやっているわけですから、その点について、はっきりした上で、一遍休憩をした上で、それをきちっとして、それから進めていただきたいと思います。

臨時議会そのものを進めちゃいかんということを言っているわけじゃないんですよ。そこはひとつはっきりしてください。私も非常に残念ですよ。

〔29番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

今の、新聞を見ていないので日にちがわからないんですけど、結局は、市長もまたしっかりした人ですから、新聞をつくっていた日にちがきょうより以前だったらそれは問題でしょうね。しかし、災害というのは通常であれば専決でもやっていきたいと、そういう気持ちもある、一日も早くやる、そういうことで新聞をつくっていたということであって、フライングして出したというのが、そこが問題であって、そのこと自身は問題じゃない。

今、審議前に云々言われましたけれども、今まで1年半、この武雄市議会、非常に私が腹が立ったのは幾らでもありますよ。市民病院反対派が強行採決、先に書くわ、審議もせずに書くわ、こんなものはいっぱいありますよ。ただ、今、市長が問題あるのは、新聞を見ていませんからわかりませんが、日にちがきのうの日付だったら、それは問題ですよ。しかし、それを、やっぱり災害というのは一日も早くしたい、ひどく言えば専決でもやりたいというのがやっぱり執行部であってほしいと思うんですよ。一日も早く住民がよくなるためにね。だから、そのことはまず審議をして、きょうの議会をして、そして、その問題はその問題で後でしていいじゃないですか。議長、それを諮ってくださいよ。それでとめるということ自身がおかしいです。真反対のことをされているのであれば、私はもう一遍言いますが、災害であればですね、災害や企業の発生主義、こういうものについては、ひどく言えば専決処分であってほしいというぐらいの気持ちですよ。それを書いたからという問題に

ついて、私も文書を見ていませんので、後日ゆっくりやっていいじゃないですか。まず、目の前の臨時会を片づけましょうや。

〔30番「議長、ちょっと誤解があったらいかんからはっきり言います。よろしいでしょうか」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

8月8日に、招集された日ですか、これは——いや、違いますね。8月8日には、これはメモしてあるんだ。8月8日何時に受け取ったというようなことをメモしてあるんですよ。私はきょう来て初めて知りました。まさかね、それは緊急なことに、専決処分とか、そういうことについては、議会が専決処分したことに對して云々したことは一度もないですよ。本当に大事なことは間髪入れずやってもらっていいですよ。しかし、それをですよ、まだ議会がきょう今から開かれるというときに、こういうふうな「啓新通信緊急号」、こういうことで、しかも日付はなし。21年夏、そういう……（「フライング」と呼ぶ者あり）何がフライングですか、フライングで済むか。（発言する者あり）そういうことを——いや、何かこう見ると、何とか新聞でどうのとか、心ない議員がとか、そういうことをいつも書く人がこういうことをするというのはおかしいと私は思いますよ。

だから、一応皆さん、議長、休憩してもらって、審議をすることはやぶさかじゃないですよ、これは。大事なことはいいですよ。終わってからするなんて、そういう常識外のことは私はいかんと、おかしいと思います。

〔29番「議事進行」〕

〔22番「議長、22番」〕

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。ちょっと一遍に言われても私も困りますので。（「休憩する必要のなしあると」「休憩必要なし」と呼ぶ者あり）

私もその文書を見ておりません。公文書で出されているなら、これは即対応しなけりゃならないと思います。しかし、けさ市長さんが私に報告に来られたのは、手違いで後で出すのを早う配っておったと、配布をされていたということで、申しわけございませんでした。それで、私は市長に、こういったことは十分注意してくださいと、まだ議会は済んでおりませんので、いろんな誤解を招きますので、注意をお願いしますということでしておりますので、さほど議案審議にかかわるような問題ではないんじゃないかと。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

〔30番「それは見識違いですよ。おかしいじゃないですか」〕（「議事進行」「再開、再開」「異議なし」と呼ぶ者あり）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

議長は、市長がわざわざこの件につきまして申し出があったと。市長は文書を持ってきたわけじゃないですね。だから、見ていないわけでしょう。これは事実を確認する必要がありますよ。単なる手違い上の問題じゃないですね。黒岩議員が言いよると、第68号議案について、議案そのものについては大事な問題ですから、一日も早く審議に入ったほうがいいですよ。しかし、提案した側が11日の臨時会を招集しておいて、そして、何枚配られたかわかりませんが、単なるフライングの問題とか、議長が言う手違いがあったとかいう程度の問題じゃないですよ。

だから、これは8日に配られたということを聞きましたので、それは議長にこういう手違いがあったと、中身の説明だとか、配った地域は武内ですとか、ほかの地域ですとか、きちんとしめないと、議会を招集した側、議案を提案した側が可決したという事実をまだ結果もわからなるときに出したということは、議会の権威にかかわる問題ですから、議長がこれを見らずに単なる手違いだと了解したというふうに理解を示されるのは、それは間違っているんじゃないかと。だから、議運を開くなり、今後の対応をどうするのか、それはきちっとしてくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員の今の議事進行ですが、私が手違いだったと評価しておりません。市長のほうから手違いがあってそういう配布がなされていたという報告を受けたと私は言っております。私が手違いと決めつけておりません。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）

議事進行で議長にお尋ねです。

今の答弁に対して、議長としてどうなのかという答弁がないですよ。議長として、やっぱり執行部側に対してめり張りつけて、ちゃんとした議長の裁定を下さないと、私、今、一議員として議場で聞いていて、議長の才覚がないですよ。議長としての……

○議長（杉原豊喜君）

何が才覚がないですか、あなた。

○23番（江原一雄君）

いや、だから、議長として、議事進行について伺っているわけですから、議長としてそれに対して……

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと今の言葉は取り消しなさいよ。（発言する者あり）

○23番（江原一雄君）

いいですか。だから、議長のちゃんとした答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

私が何を答弁ばせんばらんですかね。（「議長判断で進めてください」と呼ぶ者あり）

市長から報告を受けたときに、市長にも注意を与えております。誤解を招くようなことは大変ですということ。そして、中身を私も見ておりませんが、そういった手違いで配布をしたということでしたので、今……（「議事進行」と呼ぶ者あり）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）

議長の今の話も、いわゆる確認していないと。先ほど平野議員も指摘しましたように、市長からそういう話があったと。だったら、そのチラシを見て、確認を今していないとおっしゃるわけでしょう。だから、事実をちゃんと把握して、その事実に基づいて議長としてのちゃんとした見解を求めたいということです。だから、議長の見解が出ていないわけで、市長からこう伺いましたと、それを報告されているだけです。それではいけないと。議会の長としての見解をはっきりしないと、我々はどうするかというのがわかりませんし、ちゃんとした議会の長としての見解をここで示さないと、ただ市長から伺ったというだけでは前に進めません。

○議長（杉原豊喜君）

指摘されるように内容を見ておりませんので、内容については、多分、私が内容についても指摘はできないと思うんです。ただ、議会を軽視するようなことがあったら、そこら辺は後日精査をして、市長のほうには議会からの申し入れということでさせていただきたいと思っております。

議事を進行させていただきます。

日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平成21年8月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました補正予算議案2件及び報告事案1件について、その概要を御説明いたします。

このたびの7月24日から26日までにかけの「平成21年7月中国・九州北部豪雨」は、3日間で444ミリの雨量を記録し、特に7月26日の午前6時から正午までの6時間は167ミリの記録的な大雨となり、市内において床上浸水60戸、床下浸水215戸という大規模な浸水被害をもたらしました。

現時点での被害は、公共土木施設関連で市道、河川、宅地等におけるのり面崩壊、陥没など約60カ所、農地農業用施設で農地、農道など約300カ所、農地の冠水約1,570ヘクタールの被害を受けたところでございます。

この大雨に際し、私は災害対策本部を設置し、地域住民の方々や関係機関との連携を図りながら対応したところであります。被害に遭われた市民の皆様には心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

平成21年度武雄市一般会計補正予算（第4回）につきましては、この大雨被害による公共土木施設や農地農業用施設の災害復旧等で緊急を要する設計委託料等の経費についてお願いをしております。

次に、武雄市立武雄市民病院につきましては、診療体制の充実に伴い、先月、入院患者数が満床の135床に達したところであります。

今回の武雄市病院事業会計補正予算（第2回）につきましては、平成21年度の医業収益の最終見込みに対し不足する医薬材料費とあわせ、市民の要望が強く、不足しております集中治療室 I C U の増床及び医療機器の購入に要する経費についてお願いをしており、早急に救急救命医療体制のさらなる充実を図る所存でございます。

報告事項は、国道34号における交通事故に対する損害賠償の額について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき専決処分をいたしました。ここに報告するものであります。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、私の後援会報誌につきまして、本議会終了後、直ちに配布する段取りでございましたけれども、一部の町で配布されたことは、後援会の事務的手続の瑕疵があったものであります。私といたしましては、これだけ議会も動いていただいているということを一日でも早く市民、町民、区民の皆さんたちに知ってほしかった、市民の安全・安心を願う気持ちから、安心をしてほしかったという観点から行ったと、行われたということは、ぜひとも御賢察を賜ればありがたいと思っております。ここに慎んで報告をいたします。

日程第4 第68号議案

○議長（杉原豊喜君）

日程第4．第68号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

第68号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第4回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正では、7月24日から26日までの大雨による被害に対し、早急に対応するため所要の経費と病院事業会計への出資金及び繰出金をお願いいたしております。

補正予算書の１ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出にそれぞれ１億2,235万4,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ194億1,772万円とするものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容について、補正予算説明書のほうで説明させていただきます。

補正予算説明書の(4)ページをごらんください。

４款．衛生費、１項．保健衛生費では、大雨により発生した廃棄物の運搬処理に要する経費や災害時の廃棄物等収集運搬に要した経費に対する負担金をお願いいたしております。また、漂流物の撤去に要する経費に対する助成や、浸水家屋に対し、し尿くみ取り料の２分の１相当額を助成するための経費をお願いいたしております。

11款．災害復旧費、１項．農林施設災害復旧費では、農地及び農業用施設災害の査定設計書作成に要する経費をお願いいたしております。

(5)ページをごらんください。

11款．災害復旧費、２項．土木施設災害復旧費では、道路及び河川の災害復旧申請に要する経費をお願いいたしております。

11款．災害復旧費、３項．文教施設災害復旧費では、武雄中学校及び山内中央公園弓道場ののり面の災害復旧にかかわる測量設計業務委託料をお願いしております。

(6)ページをごらんください。

13款．諸支出金、１項．公営企業費では、平成21年度から公立病院に対する地方交付税措置が増額されており、その増額分について、病院事業の繰り出し基準に準じた病院事業会計への出資金及び繰出金をお願いいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として地方交付税5,235万4,000円、県支出金3,000万円、繰入金4,000万円を計上いたしております。

以上で平成21年度武雄市一般会計補正予算（第４回）についての補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第68号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第68号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第69号議案

日程第5. 第69号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

第69号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、市民の皆様の御期待にこたえ得る病院としての機能を充実し、助けを必要とされている患者の皆様の命を守るために、現に不足している I C U、集中治療室の増設及び脳外科ドリルシステム、関節鏡システム等の手術機器の整備を一刻も早く行いたく、本臨時会に提出したものであります。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第2条 業務の予定量であります。年間患者数を入院3万9,015人、外来2万5,736人に補正し、1日平均患者数を入院127.5人、外来128.7人にそれぞれ補正するものであります。

次に、第3条 収益的収支についてであります。9ページ、10ページの補正予算説明書をごらんください。

まず、収益的収入では、入院収益を1億4,110万円増額し、外来収益を5,711万2,000円減額しております。

また、その他医業収益として、救急医療負担金を1,099万4,000円増額しております。これは国の公立病院に関する財政措置要綱の改正により、交付税措置額が増額されたことによるものであります。

医業外収益の他会計負担金のうち、不採算地区病院運営負担金につきましては、特別交付税に措置される不採算地区の病床要件が100床未満から150床未満に緩和されたことにより、武雄市民病院が該当することになりましたので、計上したものでございます。

次の一般会計からの負担金につきましては、資本的収入のところで御説明いたします。他会計出資金に、その一部を振り替えるものであります。

収益的支出につきましては、医業収益の伸びに伴い、材料費及び経費が不足する見込みと

なりましたので、増額補正をお願いいたしております。

次に、11ページをごらんください。資本的支出から御説明いたします。

施設改良費として、冒頭に御説明いたしました I C U の増床工事費、設計監理委託料を合わせて2,331万5,000円計上いたしております。また、I C U の増床に伴い、生体情報モニターほかの関連機器の購入費として、器械備品購入費4,498万8,000円中に924万5,000円を含んでおります。

その他の器械備品購入費の内訳であります。1つは、脳外科ドリルシステム698万4,000円であります。現在使用しておりますドリルシステムは、既に製造が中止され、修理対応期間も終了していることから、開頭手術中に故障でもしたら命にかかわる重大な事態となりますので、早急に購入する必要があります。

2つ目は、関節鏡システム980万9,000円であります。関節鏡システムによる手術は、傷口が小さくて済むなど患者さんの負担が少ないシステムであり、市民病院においても機器をレンタルして対応してまいりましたが、手術件数が飛躍的にふえた現状では、早急に購入しなければならない状況になっております。

3つ目です。麻酔器369万6,000円であります。麻酔器につきましては、3つある手術室に対し2つを備えておりますが、手術件数の増加に対処するため、3つの手術室すべてに麻酔器を配置する必要が生じておりますので、不足する1台を購入したいと考えております。

4つ目は、手術室の生体情報モニター315万円であります。手術室のモニターにつきましても、麻酔器と同様に2台しか保有していないため、1台を購入して、すべての手術室に配置するというものであります。

5つ目は、現在の I C U 室に整備する生体情報モニター562万8,000円であります。現在使用しておりますモニターはメーカーよりレンタルしておりますが、レンタル期間の満了により購入の必要が生じたものであります。

最後に6つ目は、リハビリ機器647万6,000円であります。リハビリ機器につきましては、患者数の増加などに伴い、整備を急ぐ必要があり、機器の購入をお願いするものであります。

以上、長くなりましたが、資本的支出の説明とさせていただきます。次に、資本的収入について御説明いたします。

資本的収入の他会計出資金は、繰り出し基準に基づき建設改良費の2分の1相当額を計上いたしております。

以上で第69号議案の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第69号議案に対する質疑を開始いたします。

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

病院事務長から説明がありましたけれども、二、三お伺いしておきたいと思います。

一般会計からの繰出金が3,515万円、これは他会計出資金に計上されていますね。この中で、財政措置要綱に基づいて特別交付税2,400万円が交付されてきたと。これは特別交付税ですから、年次を追ってずっとこれからも来るのか、それは考えにくい問題かも知れませんが、制度的にこれがどうなっていくのかというのが1点です。

もう1つは、普通交付税2,835万円、これは事業会計を見ても58号議案で書かれていましたけれども、救急医療負担金1,099万円等にかかわる経費、これが交付税措置されていると。そこで、先ほど言いましたように、特別交付税というのが財政措置要綱に基づいて今回交付された。当初の基準では、100床未満が150床未満に拡大されたというのは報道もされていましたがね。それは、昨年12月に発表された700億円——全国的には。これで地方の公的病院への財政支援をやっていくんだということの一環だろうと思うんですけども、これは昨年12月の7億円というのは臨時的な支出というふうに私は理解していましたが、これがずっと今後とも地方の公立病院への財政支援につながっていくのかどうか、そういう点、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

お答えいたします。

御指摘いただきましたとおり、公立病院に関する財政支援措置の改正ということで要綱が改正されて、特別交付税、それから普通交付税ともに増額をされたということで、先ほど御説明を申し上げたとおりであります。

今後でございますけれども、この改正要綱につきまして、現時点では総務省からの詳しい連絡をいただいておりますのでよくわかりませんが、公立病院に対しましては財政支援を国も拡充をしているという状況の中では、同様の措置が講じられるというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

一応来年の1月31日までは市民病院ですけども、2月1日からは民間に移譲される。そのときの負債、企業債残高とか、かれこれの精算で、一般会計から繰り出したとか、市民への財政的な負担はないとかいう報道——報道というか、市が報道しているわけじゃありませんけれども、そういうのが流布されていますね。その中に、国からの財政支援4,500万円、

あるいは、これが制度的なものとして理解できるような内容の宣伝がされていますけれども、そういうふうに理解していいんですか。市民の負担はないんだという考え方ですね。

もう1つは、これは増額部分ですけれども、21年度の国の市民病院への補助といたしますか、助成、これは総額幾らになりますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

1つ目の総務省の関係については、私から御答弁申し上げます。

基本的に、今総務省が何を考えているかという、公立病院の救済に関する拡充。これは、私どもの理解では、民間移譲を進めるに当たっても、その制度が拡充されるというふうに聞き及んでおります。

しかしながら、議員各位御案内のとおり、今選挙の真っ最中でありまして、したがって、ここで政権が変わることになる、あるいは維持されることになる、まだわかりませんが、そういったことが今後の公立病院をめぐる医療のあり方、特に総務省はそういったことに非常に左右をされる役所でありまして、そこを注視しなければいけない。

したがって、今現段階では、基本的に民間移譲への支援スキーム、あるいは公立病院の拡充ということを打ち出しておりますけれども、これについてはちょっと見守る必要があるんじゃないかなというふうに政治的には思っております。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

それでは、21年度の交付税措置額についてお答えいたします。

21年度の交付税につきましては、特別交付税、普通交付税、合わせまして現時点で1億9,371万6,000円を見込んでおります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

その市長の見解はわかりましたけれども、9月1日、政治情勢がどう変化するかというのは、まさに激動していますから、わかりませんが、ただ、これまで民間病院へ移譲した場合に5年間は交付税措置は続けますと。これは結核病床の廃止のとき、総務省の見解は伝えましたよね。この制度そのものはどうなっていくんですか。いや、この一環として、今市長が言う、あるいは病院事務長が言う、民間移譲しても5年間は財政措置しますよと、1床当たり何十万円ですか。その基準は変わっていないですか、制度も含めて。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

このスキームは変わらないと思います。基本的に、これは政権与党が云々ではなくて、制度設計上の総務省の今までの交付税等の流れでありますので、これはさすがに変わらないだろうというふうに思っておりますが、ただ、マニフェスト等で見えてありますとおり、各党によって重きの置き方が異なっております。したがって、その部分もきちんとやっぱり注視する必要があるんだろうなということを総務省の担当官も言っておりますので、その見解を申し伝えたのであります。基本的に、これは総務省が決める話ですけれども、今のところ、民間移譲に伴うスキームそのものは変わらないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

まず、2点お尋ねします。

1点につきましては、資本的支出の中の工事請負費の内容をもう少し詳しく説明してほしい。それから医療機器の購入費の中について詳細をもう少し説明してほしいと思います。

もう1つは、金額的な割り振りのことですけれども、これは市民の健康、命を守るために必要だということは、それでわかるんですよ。ですけれども、これをきょう議会で議決をされたということになったとき、じゃあ着手がいつされるのか。それから、実際に供用開始という表現はおかしいですけれども、その機材、器械を使って、例えば12月にしかできんとすれば2カ月、1月にしかできないとすれば1カ月しか使用するときがないんです、市民病院としては。2月1日からは、病院の名称も、運営そのものも変わっていくわけですから、そういったような時間的なことについても、きちんと把握をしておく必要があるんじゃないかという気がしますので、あえてその2点についてお尋ねをします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

工事の着工の関係についてのお尋ねでございますけれども、本日議決をいただければ、早速に設計の入札等を行い、やっていきたいというふうに思っております。なるべく早い機会にというふうに思っておりますけれども、現に市民病院は運営を続けながらの工事ということもございまして、そこら辺しっかり打ち合わせをしながら、できるだけ早くということやってまいります。

〔30番「いやいや、中身の説明は。もう少ししてほしい」〕

器械、備品等の内容につきましては、先ほど補足説明の中で詳しく申し上げたところでご

ざいますので、御了承をいただきたいというふうに思います。

〔30番「いや、だから、私はもう一遍説明してほしいと。数字がどうも私がメモし
とるのと違うような感じがしたからね。じゃ、去年答弁したとおりということに
なるよ、そういう言い方すると」〕（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

市民病院事務長、もう一回説明をお願いします。古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

再度ということでございますので、お答えをさせていただきます。

脳外科ドリルシステム698万4,000円、関節鏡システム980万9,000円、麻酔器369万6,000円、
手術室の生体情報モニター315万円、現在のI C U室に整備する生体情報モニター562万
8,000円、リハビリ機器647万6,000円。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

質問は私がしているわけですから、私の質問に対してお答えしていただきたいと思います。
前に答弁されてあることであっても、やはり質問者は違っているわけですから。まあ、それ
は別として、私も多聞ですからね。

もう1点は、できるだけ早く対応をすると――何がおかしいですか、市長。まあ、いいで
しょう。できるだけ早くということですから、私が聞いているのはですね、確かに早くして、
あすでも、あさってでも、すぐ対応して市民のためにするということであれば、今から、仮
に9月からそういう対応が始まったとしても、2月までの間には9月、10月、11月、12月と、
一つの例ですけれども、何カ月かは十分活用できると思いますけれども、できるだけ早くと
いったって、今の話、私たちが勉強するときに聞いた話では、恐らくこれができるのは
11月いっぱいかかるだろうと。そうすると12月、せいぜい利用しても1月までだと2カ月し
か市民病院としては活用できないというような話を私は漏れ聞いているわけですよ。それが
事実かどうかを確認してですね。

私が言うのは、本当に市民のために必要であれば、きょうでも、あすでも、すぐ対応せに
やいかんというなら6月の議会でもそういう論議をされてもしかるべきな内容なわけですよ。
ところが、きょうになって臨時会が開かれて、そういう形の中で、あと実際に活用するのは、
推測という表現はおかしいですけれども、私がいろいろ聞いた中の分析では、少なくとも12
月の初めにできたにしても、せいぜい2カ月ですね。2カ月でも、1カ月でも、1日でも、
それは大事なもんです。しかし、そうなると、2カ月しか活用できないとすれば、例えば方
法としては、今まで市民病院がやってきたリースの方式とか、いろいろ方法があると。ある

いは、それに対応できない場合は、この問題だけはですね、ほかのことはみんな市民病院で引き受けるけれども、このことはほかの病院でやっていただくとか、そういうふうな医療連携の中で健康を守る方法だってあるし、現実には2月1日からは和白系の巨樹の会というところに運営等を譲渡されるわけですから、仮にそうなったときは、市民病院として活用するのは1カ月か、せいぜい2カ月ですね。そういうのをですよ、これがすべての金額じゃないですけれども、6,000万円、7,000万円も投入して、それが利益と安心との兼ね合いという表現はおかしいですよ、命は金にはかえられんですけれども、そういうふうなことに、いわば市民の考え方も、そういう判断をする向きもあるんじゃないかと、そういう気も一面するわけですが、その点についての考え方を、もちろん、やるという以上はそれも考えての提案でしょうけれども、もう少しそらのことも、はっきり率直に話されていいんじゃないですかね。いかがでしょうかね、質問です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは予算査定のときに、もともとこの病院、とりわけICUに伴うものについては9月の議会に出そうかなというふうに思っておりました。そのときに、9月の議会に出したときに、可決するのは9月の終わりでしょうから、そこから入札をしていくと12月になるのかなということは古賀事務長からも聞き及んでいるところであります。したがいまして、一日でも早く、一刻でも早く、ICUは命に直結する問題であります。そういった観点から、8月11日に臨時議会を招集させていただいて、ここで議決をいただいて、一日でも早くその整備に着手できるんだということだと思います。ただ、事務長からもありましたように、今回のICUの整備はナースセンターの一部を改良することになります。実際、ナースセンターもフル稼働で動いておりますので、そういった事業進捗については、ぜひ議員各位にも御理解を賜ればありがたいと思います。

そういったことで、私どもといたしましては、命の問題に関しては、やはり助けたい命をきちんと助けると、助からない命も助けたいという思いから、残りどれぐらいではなくて、今ある命を早急に助けたいという観点から予算を上程したということだけは、ぜひ御理解を賜ればありがたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

命を助けるということはいいいことと思うわけですが、やはり市民感覚から見れば、もう移譲が決まったのに、あえてここで投資をしなくてはいけないかということになると思います。

両方を解決するためには、巨樹の会としても必要であれば、それは案分して支払ってもらえばいいわけであって、その辺の案分の話し合いなどをされたかどうか、お聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは案分にはなじまないと思うんですね。今、私が最高責任者で市民病院を直轄で運営していると。それは、あなた方が望むことと同義だというふうに思っております。そういった中で、安易に案分をするとか、そういったことは、それはさすがにできない。今、私が考えなきゃいけないのは、あくまでも現段階では市民病院であります。市民病院は、私の理想といたしましては、そこはやはり市がきちんと担保をすると、そういったことで私は運営していく所存でありますので、議員とは全然認識を異にしております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

簡単なことですけど、このＩＣＵの増床工事は何床ふやすんですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

現在4床ございますけれども、これを8床にしたいということであります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

前回4床、いわゆるベッドの垣根をくり抜いてＩＣＵをつくられておりますが、今回2,094万円というのは、ナースセンターの改造費が、費用的な金がかかるわけですか。前回幾ら4床でかかったんでしょうか。ちょっと比較ですけど。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

前回は病室の改造ということで、ＩＣＵ室にしました関係でいろんな、ガス関係の配管とか、こういったものがあったということもございまして、600万円弱で済んだということでもあります。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

今、市長のほうから、案分にはそぐわない案件だということでもありますね、機材の購入とかなんとかであります。そしたらば、これが2月1日以降、巨樹の会が運営する民間病院になるわけですが、今3億9,000万何がしで土地、建物を売却するようにしておりますが、今度の増床分、これはその3億9,000万円に何らかの影響を与えてくるのでしょうか。

それと、新しい機材の購入ですか、それらについては、まだ新しいものも古い機材も幾らで買うとか使うとかということは決まっていないかと思いますが、それはこの新しい機材もそれに含めて使うか買うかという話をされた上でのことなんでしょうか、違うのでしょうか。お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

今回のICUの整備、それから器械、器具類の購入につきましては、現に市民の皆さんの命を守るという観点から緊急に整備の必要があるということで、今議会に予算をお願いしているということでございまして、今後の移譲に向けましては移譲先であります巨樹の会等と話を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

今後話して決めていきたいということですが、この議案を出されたのは、病院関係者が命を守るために大切だから、大事だから、これとこれとこういう機材が要ということで、議案といいますか、要望を出されて、それを市長が受けられて、これは必要ですねということで議案が上がってきたわけでしょう。

今、病院を運営しているのは、最高責任者といいますか、病院長は生え抜きの樋高院長であります。しかし、これを運営するのをお手伝いしている方たちは池友会のスタッフであります。当然、池友会にかわるのは巨樹の会でしょうけれども、その運営スタッフというのはほとんど一緒だと思いますよ。そのときに、そういう要望を上げているのは実際現場で働いている看護師さんとかお医者さんたちであります。そのお医者さんたちは、ほとんど池友会の方たちですよ。池友会の方たちが、これが必要だからといって上げられたのであれば、当然そこは理解の上でされていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

市民病院の病院開設者としての最高責任者はこの私であります。私が予算査定をするときには、これは常々心がけてきたことでもありますけれども、まず、市民病院に関係して申し上

げますと、今お話があったように池友会からの意向、そして、古賀事務長を筆頭とする事務方の意向、そして、残られている樋高さんを含みとする意向等々が私のところにきちんと入ってまいります。そして、何よりも、病院側というよりも、私はあくまでも患者様、市民の皆様様の命が第一であります。今、クモ膜下出血等で亡くなられている方もいらっしゃいます。そういった方を本当に助けたいという思いから、今回の議案を提出しているということでもありますので、何も巨樹の会の意向にべったりであるとか、そういったことは毛頭ございません。あくまでも市民第一、多聞第一であります。

○議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

○13番（前田法弘君）〔登壇〕

市民べったりとか、そういうことは一言も言っていないですよ。ただ純粹に、そういう機材を、六千何百万ですか、かけてするのであれば、そういうことも、そういう前提の話も必要だったんじゃないんですかということをお尋ねしているんです。これは一般質問じゃないですから、質疑ですからね、お尋ねをしているんです。ですから、そういうことはあったのかなかったのか、お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いろんな方がいろんな意見をやはり言われます。これは議員の皆様でも同じであります。それを最終勘案をして議案として提出するのは、市長であるこの私の責任であります。それを幅広く御議論賜るのは議会のあり方でありますので、当然さまざまな政策的な議論はありました。私も含めて議論をいたしましたので、それで、現時点でこれがベストだという議案を自信を持って提案しておりますので、ぜひ議会の場で御議論賜ればありがたいと、このように思っております。議決をいただいたならば、可及的速やかにその整備に入ってまいります所存であります。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第69号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔29番「議長、議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

いつも言うように、討論がないときに採決するのはおかしいですよ、私言うように。反対がないんですよ。しかし、結果的に反対しているじゃないですか。討論させなさいよ、やり直しなさい、これは。もとに戻しなさいよ、絶対。だめですよ、これは。反対の趣旨を言うて、賛否をとってするごと決めたでしょうが。だから、反対がないときには起立をさせないと決めたやないですか、前。大変なことですよ、これは。そんな勝手なこと、許されない。右か左かですよ。反対の理由を聞くべきですよ。

○議長（杉原豊喜君）

着席してください。

〔22番「議事、議事進行」〕

〔29番「堂々と反対させなさい。したらいいじゃないですか」〕

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）

そういう議事進行を出されていますけど、会議規則でどうなっているのかというのを、まず原則をはっきりさせるべきだと思うんですよ。討論するかしないかは各議員の責任でもあり、義務でもあり、という分野もあります。しかし、少数意見の討論があつて、賛成討論があつて、議決をする、これは一つの原則でしょうね。しかし、討論しなきゃならないという義務づけはされていません、どこにも。会議規則を調べてくださいよ。

〔29番「議長、討論させてください、そしたら。討論やりますよ」〕（「討論しゅう」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ただいま採決の発言をいたしましたけれども、訂正をして、もとに戻させていただきます。討論から入らせていただきます。申しわけございません。

討論を求めます。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

反対の立場で討論させていただきます。

この時期に導入すると。導入するということは、多分、次の巨樹の会とも話し合いをされ

て、その必要性にかんがみて導入されるのではないかと思います。そういうことになれば、もう半年余りで、その権利というですかね、監督権というか、経営権というか、移譲する器械については、やはり移譲というふうに言われるのであれば、話し合いの上、案分して支払うのが当然じゃないかと思います。

以上のような観点から、反対討論といたします。（発言する者あり）

〔19番「議事進行、19番」〕

○議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）

今の反対討論の中に「多分」という言葉があったですね。議長、多分で反対討論をしていいかどうか、その辺のところ、ちょっと確認をお願いします。多分で、定かでないもので反対討論をしていいものかどうか、その辺のところ、議長の判断をお聞かせ願いたいと思いますけど。

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと今、私の判断はここでしかねますので、後ほど精査をして対応させていただきたいと思います。

ほかに討論を——29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

討論に入る前に、今、反対者が重大なことをおっしゃいましたけれども、医療機器については合い議する、これは契約書でしょう。知らないんですか。ちゃんと見ておるでしょう、みんな。そんな反対討論がありますか。（「それは考え方」と呼ぶ者あり）考え方、どこが違いますか。そんなもので反対されたら、たまらんですよ。堂々と言ったらいいいじゃないですか、命を軽視するんだから、みんなは。

私はこの問題で——じゃあ、私の立場を言いますよ。まさかこの問題で反対が出るとは思いもしなかった。びっくりしますよ。ここに、68号議案、69号議案ありますね。皆さんが今審議したとおりですよ。これを大きく見たら、68号議案は起こった災害の予算ですよ。69号議案は何ですか。災害が起こらないような防災の予算でしょうが。何であなたたちは違うんですか。まして命ですよ。命を守る、それも、お医者さんが患者さんのために何とかしたい、ICUをふやしたい、医療機器をふやしたい、そう言っているのに対して、皆さん嫌と言うんですか、要らないと言うんですか。現場の声が、どうしてもICUが要るんだと、どうしても医療機器を買い換えたいと、そういう言葉に反対されるんですか。反対されるんですね。だから、ちゃんとした討論をなさいと私は言っているんですよ、受けていますから。しないからですね。それを、医療機器の合い議をしないとか、ばかみたいなのはやめてほしい。

だからですね、あなたたち——はっきり言いますよ、命の綱を切るんですよ。それでい

いんですかね。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○29番（黒岩幸生君）（続）

じゃ、私もですね——あんまいしゃべりよったら出してくださいよ。

それでは、これから賛成討論を組み立てていきたいと思います。

まさか人の命に対して反対が出るとは、本当思いませんでした。命に反対なんですよ、いろいろ言っても。機器を買わないと言うんですから。

もう1つ言っておきますけれども、先ほどの質疑の中でも、名前は言いませんけれども、「あと2カ月だ」とか、「1月までだ」とか、そういうことをおっしゃいますね。皆さんそう思っている方は多いと思うんですよ。私は違うんですよ、皆さんとは。

武雄市民病院はいつまであるんですか。私がもし池友会であれば——池友会じゃないですけど、池友会であれば、私は2年後か3年後建てますと、そのときは最新の医療器械を持てきますと、最新のスタッフを求めますと。それまでには向こうでできないと言われたとき、だれが責任とるんですか、2月以降は。だれかとれるんですか。今のまま、あと1年半続ける……（発言する者あり）反対討論、さっきすりゃよかったじゃないですか、谷口さん。

続けなきゃいかんとですよ、武雄市民を守るためには。たとえ、それが市民病院であろうが、巨樹の会であろうが、今の市民病院で、次の新しい、最新医療器械を使った場所ができるまで、今のところを使わなきゃいかんとですよ。だから要るんだと言われるのじゃないですか。

まあ、討論をしていきますけれども、まず、ICUの増床についてですね。これはどういうことかといいますと、ICUというのは、これは執行部からもらったものですが（資料を示す）、皆さん御存じですね。私が言うまでもないと思いますが、集中治療室、今言われたように、24時間監視のため、いろんなことに対して、先ほども事務長言われたように、生体連続監視装置ですか、それで血液ガス分析装置などを配置するんですよ。

今、武雄市民病院がどういう状態かといいますと、先月、私の友人の子どもが入院したんですよ。全身麻酔をしました。手術が成功して出てきたところが、大体大部屋ですけど、大部屋に来ました。皆さんすべて医療に詳しい方ですから、知っていると思いますけれども、私はきのう、熊本附属大学で聞いたんですよけれども、全身麻酔をかけたら呼吸はとまるんですよ。皆さん知っていますか、とまるんですよ。だから、人工呼吸装置をつけるんですよ。人工呼吸装置をつけて、ある程度麻酔がさめてから連れてくるんですよ。それが病室であつた。

そしたら、器械を入れてあつたですね。「おかげで済みました」という話をしていたら、ピピピピって鳴ったんですよ、赤ランプがついて。私、どがんでよかかわからんで、おろ

おろとしよったぎ、隣の入院患者の人が「早う看護師さんば呼ばじゃ」て言んさって、私、慌てて行っただすよ。そしたら、その子に「古賀さん、古賀さん、何しよんね」と言われたら、それがとまったんですよね。とまった。そして、しばらくして出ていかれたけん、何かなど見たら、無呼吸監視装置ですよ。呼吸しない場合は、それが監視するようになっているわけ。だから、それが鳴るから慌てて来る。普通、ひどい人は全身麻酔でも I C Uに入れるけど、軽い人はきれいに治ってから入れますよということ。そういうこともまれにあるらしいですね、無呼吸状態が。無呼吸状態になったら、どうなるかわかるでしょう。酸素が脳に行かないんですよ。見れないですよ、隣におって。わからんですよ。もし器械がピピピと鳴らんやったら、恐らく私、気づかんやっただすよ。だから、そういうのは専門的な看護師さんたちが、そういう重大な人は I C Uに入れるわけでしょう、生命の危険のある人を。そういう状態なんですね。

では、今、一体全体、武雄市の I C Uがどうなっているか。これも資料をいただきました。今 4 床しかないんですよ、4 床。どうやっているかといいますと、5 番目の方が来たときに、その人が軽かったら I C Uに入れない。物すごく重症だったら、4 人のうち一番軽い人を出す。I C Uが必要ないから出すんじゃないんですよ。軽い人を出さなけりゃならないんですよ。

じゃあ、どういうことが起こっているかといいますと、これは皆さん資料をもらわれたと思いますけれども、例えば、右被殻出血。脳内じゃなくて頭蓋骨の中に出血した場合、何を出したか。クモ膜下出血の方を出したんですよ。こっちがより重症だからですね。それから、ぜんそくを出したり、イレウス——腸閉塞ですね、そういうのを出したりされています。

それから、例えば、心肺停止蘇生後、心肺停止の方は絶対 I C Uに入れにやいかんですね。そのとき出されたのが、ここにもありますけれども、アナフィラキシーショック、聞かれたことあるですか。浦議員、知つとるですかね。これは、じんま疹。こういうことによって、呼吸困難で下痢とか低血圧などなどが起こり、生命の危険を感じるもんですよ。しかし、今の状態を見て、その人が一番軽いから出したんですね、心肺停止がひどいから。そういうことがやられている。あとは、脳梗塞を出したり、肺炎の方を、やはり一番軽いということで出したり、クモ膜下出血を出したりされているんですよ。

最も驚いたのが、5 月に起こったんですけれども、心不全で入院されていた方ですね。ちょっと落ちつかれた。それより心不全のひどい人が来たので、その人が I C Uから出たんですよ。こういう実態があるんですよ、今我々の目の前に。

そして、なおかつ先ほど言いましたように、少し私興奮しましたけれども、言いましたように、私は 2 月で終わりと思っていらないんですよ。たとえ、池友会がしても、巨樹の会がしても、やはり今の医療を続けてほしいんですよ。これは、むしろ民営化に反対の方が言われた言葉じゃないんですか。ぜひとも、このことは思い出していただきたいと思うんですね。

それから、脳ドリル。武雄市に今、脳ドリルがありますね。これがどういうことか調べてみたんですね。そしたら、これはもう今製造しよらんとですよ、製造されていない。御存じですか。製造中止になっているんですね、この器械。製造中止になって修理対応ができないようになっている。脳ドリルですね。

じゃあ、どういうことかといいますと、皆さん御案内だと思いますけど、メーカー保証がつかないんですよ。メーカー保証がつかない器械は、だれもお医者さんさわりたがらんですよ。さわって事故が起こったら、だれが責任とるんですか。市長ですよ。たとえ巨樹の会に移っても、そういう器械をそのまま使ったら責任ありますよ。買いかえたいときに買いかえずにですね。

私が何で今ここで、このことを特に思うかといいますと、実は私ごとですけども、きょうの8時から私の実の子が熊本大学附属病院で脳ドリルを使った手術をしているんですよ、今。だから、終わったらかけていかにやいかん。本来は、きょうすんなりいくんだったら、私は休ませていただきたかった。先生に事情を言って、私こうしてきょう病院問題がありますからということで来ました。その脳ドリルを使うんですよ。もし、うちの子がこういう器械を使うとなったら、たまらんですよ。皆さんもう一回真剣に、胸に手を当てて、このことは考えていただきたいと思うんですね。それが脳ドリルなんですよ。

それから、脊髄脊椎外科。これに対応する器械を買うと言われたんですね。これは松尾議員がよく知っていちゃいますけど、私の友人が昭和40年、脊損患者ですよ、背骨を折ったんですよ。そして、武雄市のある病院に入院して、どうしても治療しているように思えないので、佐世保の労災病院に連れていった。無理してですね。そしたら、40日たっていましたけど、なかなか出せないですからね。そしたら、労災病院で言われたことが「何で今までほったらかしとったですか」ですよ。武雄の大きな病院に置いとったんですよ。そして、膀胱を洗浄された。そしたら、カキ色の水がどんどん出るんですね。そして、言われた言葉は「このままあと1週間したら死んでいた」と言われたんですよ。北方の私の友人ですよ、今生きていますよ。しかし、もちろん車いすですよ。もし、このとき脊髄のそういういい器械があって、いいお医者さんがおれば治っていたかもしれない。医療機器というのは、そういうものなんですよ、皆さん。ぜひとも政争の具にしてほしくないと思うんですね。

もう少し観点を変えますと、今、臓器移植問題があるですね、子どもの臓器移植。子どもは日本ではできないので、外国でしますね。心臓移植は約1億円かかるといいます。1億円というのは、1万人の方に1万円下さいとお願いする額なんですよ。それで手術しても、わずか1週間しかもてない、そういう方はいっぱいいらっしゃるんですね。必ず成功するとは限らない。いや、むしろ成功は少ないぐらいですよ。そしたら、その1億円はもったいなかった、皆さんもうカンパせんと思うですか。私はもう一回されると思うんですね。それが私は医学だと思うんですね。

どうしても私はそのことを訴えたいために、今、武雄市、こういうことを言ったらいろんなことがありますけれども、今非常にですね、私は武雄市は派閥主義で動いている面もあると思います。特に医療に対しては、ぜひこういうことをやめて、悪いところは悪いところ、和白に悪いところがあれば、ここはこうしたいじゃないかとか、一緒になってやっていきましょうや。どうしてもここがですね、足の引っ張り合いみたいになって、ここ1年間やってきましたけど、非常にこの部分だけは本当に寂しいんですよ。それは、賛成反対いろいろあると思います。思いますけれども、武雄市民の命と暮らしを守るためには、私は一本しかないと思うんですね。

反対派の皆さん方も、市民の皆さんの安心、安全を訴えられております。そして、市民の医療を守るためには、武雄市民病院はたとえ1億円の赤字を出してもいいじゃないかという話まで昔あったじゃないですか。ぜひともそれを思い出していただきたいと思うんですね。もちろん、それが見せかけのうそだったと言われれば違いますけど。だから、反対討論された先ほどの宮本議員も、誤解だろうと思いますけれども、医療機器については合い議するという言葉ができなかったのも、しかし、先ほど事務長から出たんですよ。だから、それは契約書にも載っているから、医療機器については今後のことなんですね。だから、それは話し合えば決して反対でないと思うんですね。だから、ぜひ皆さんの反対の意見を聞きたかったんですよ。

武雄市民の命と暮らしを守るため、どうか一丸となって見守って、悪いところは悪いところと指摘してやっていいじゃないですか。ぜひともそういうことをお願い申し上げまして、そしてまた、金で換算する姿勢、あるいは命を損得とする計算はぜひともしてほしくない。うちの息子が、ちょうど3時間たちますので、恐らく終わりつつあると思うんですね。あとは全身麻酔がさめるのを待つだけだと思いますけれども、本当成功したと思いたいんですよ。それを踏まえて賛成討論といたします。終わります。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第……

〔30番「30番、反対の討論です」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

一刻も早く今の前の討論者を病院に行かせてあげたいので、短く討論します。

私は、いろいろ考え方があるなと思いました。もちろん、反対派とか賛成派という考え方を強調されることが、私は武雄の議会にとっては残念だなと思うんですよ。意見があつたら、賛成とか反対はいろいろ論議を闘わせていいわけですけども、そういういろんな意見を封殺されるとは言いませんけれども、いろんな発言の仕方があるんだなということを、感銘を

受けながら聞いておりました。

私が反対討論をするのは、理由が2つあります。1つは、市民の命を守るとか、すばらしい機材でもって、できるだけ介護あるいは診療をしてもらうということについては同じなんです。だれだって、それを否定する者はおりません。

私は、今度の議案の提出の経過から考えましたとき、今の賛成討論をされた方の中で、例えば4月にもこういう事例があった、3月にもあったと、いろんな事例を挙げて話されました。まさにそのとおりですよ。そういう方々の命を救うため、あるいは少しでも早く健康になってもらうためのいろんな方法を新病院がやっていないとは言いませんよ。頑張ってもらっていると思います。しかし、それなら何で、例えば今度の議案についても、そういう経過があるとすれば、もっと早く、病院側にはいっぱいスタッフはおるわけですから、どんどん進言をして、必要なことはもっと早く何で出せなかったんだろうかという気がするわけですよ。それは考え方ですよ。

私たちは今まで、市民病院を武雄市に誘致したメンバーの生き残りの一人ですから、私は愛着を持っていますし、できるだけ市民のための医療を充実してほしいという気持ちは、ほかの人にも負けんぐらいの気持ちを強く持っています。でも、私はこの問題についてだけを限定して考えますと、ただ2カ月間しかないけん、もったいなかという表現を私は思っているわけじゃないんですよ。そういう手順の中で、きちとした形をとっていかんと、同じ経費をかけるにしても、命を守るためにいろんな手段があると思うんですよ。そういう器械を一生懸命買ってきて早くして、2月から、あるいは12月からやっとなにに合うようなやり方をするのか。あるいは、極端に言うとも、設備を整備するのも必要でしょうけれども、例えば来月からでもすぐ実施するためには、いろんなほかの方法があるかもわかりません。そういう問題を十分論議した上で、そして、それを6月の定例会や、いろんな議会の機会があったわけですから、よく話し合いをしてもらう機会はいっぱいあるわけですよ。議会が全協を開いてお断りすることは一回もあつとらんですよ。そういうことで、同じ人の命を守るにしても、きちっと手順を踏んで、少しでも早く議会にも話をしてもらって、そして、本当にそういうことが一体となってやれるような、そういうことを私は期待します。

今度の問題につきまして、私の反対の理由は、そういうふうな手順についてのことでしょけれども、本当に今それをすぐすることが直接的な役に立つかどうかの問題、ほかの方法があるんじゃないかと、そういうやり方を検討すべきじゃないかと。それについては何らの代案が出されていません。ですから、一応これについては、この問題については手順を踏んで、そういうふうな方法があれば、それについて提示をされた上で私は賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第69号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第7号

日程第6. 報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

報告第7号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。

本報告につきましては、職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき、平成21年7月14日付で専決処分をいたしたものでございます。

事故の概要でございますが、平成21年5月12日午後3時20分ごろ、国道34号線を川登方面から武雄方面へ北進していた市長車が、市道と国道が交わる西山交差点の赤信号を見落とし、交差点へ進入したため、市道を右から直進してきた普通乗用車と衝突し、運転者を負傷させ、車両に損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、37万8,169円でございます。

前方約60メートル先の交差点に設置されている信号機の青の表示にとられ、直前の赤信号を見落としたもので、不注意が原因かと思われます。関係職員につきましては、厳重に注意し、事故防止に努めるよう指導したところでございます。

以上、概要報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第7号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

以上で、本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成21年8月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 11時20分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 牟 田 勝 浩

〃 議 員 上 田 雄 一

〃 議 員 松 尾 陽 輔

〃 議 員 古 川 盛 義

会 議 録 調 製 者 末 次 隆 裕